

東京都子供・若者支援協議会 若者部会
議事録

令和7年5月21日（水） 午前10時00分

東京都庁第一本庁舎34階 34A会議室

午前 10 時 30 分開会

○事務局 ただいまから、令和 7 年度東京都子供・若者支援協議会 第 1 回 若者部会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本日の会議についてですが、冒頭の報告事項については公開で行い、検討事項に係る部分については非公開で行います。なお、本日は報道が 1 社、傍聴の方が 2 名いらしております。また、配布資料、議事要旨につきましては後日改めまして、委員の皆様にご確認を頂いた後、報告事項に係る部分のみホームページで公開する予定でございます。御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、初めに東京都都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業担当部長の村上より御挨拶申し上げます。

○若年支援事業担当部長 本日は御多用の中、東京都子供・若者支援協議会 若者部会に御臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。改めまして、都民安全総合対策本部若年支援事業担当部長の村上でございます。まず、皆様方には本部会の委員の就任に御快諾いただきまして心より御礼申し上げます。

本年 3 月、東京都といたしましては、東京都子供・若者計画の第 3 期を作成したところでございまして、その検討過程におきまして、東京都青少年問題協議会の中に 20 代から 30 代の若者で構成する部会を設けまして、ここにいらっしゃる皆様方の貴重な御意見を伺ったところでございます。今年度から、いよいよ計画策定しまして実行の段階になります。5 ヶ年の計画となりますが、その施策の実施状況につきましてフィードバックを行って、引き続き意見を伺うために今回、計画の進捗状況の把握を行う東京都子供・若者支援協議会の中に、若者部会を新たに設置したところでございます。本部会では若者の皆様から当事者としての率直な御意見を頂戴いたしまして、より実効性の高い子供・若者支援施策の推進へと繋げて参りたいと考えてございます。何卒、お力添えのほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本若者部会の委員を御紹介させていただきます。まず、特定非営利活動法人サンカクシャの荒井様でございます。よろしくお願いいたします。

○荒井委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長 本年 3 月に豊島区と協定を交わされたということで、UR 都市機構と豊島区との協定で若者の居場所を作られるとお伺いしております。サンカクシャさんが飲食店事業を活用した若者の居場所、就労支援の場を創設することになっているということで、お忙しい中ありがとうございます。引続きよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、認定特定非営利活動法人育て上げネットの大橋様です。よろしくお願いいたします。

○大橋委員　よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長　キンドリル財団の助成を受けて、約 1,500 人の若者にサイバーセキュリティスキルプログラムを実施し、就労支援を行うとのニュースを拝見しました。よろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、特定非営利活動法人 青少年自立援助センターの小奈様です。よろしくお願いいたします。

○小奈委員　よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長　都では、若者向けの相談窓口や居場所を紹介するポータルサイト「若ぼた+」を昨年 11 月に立ち上げているのですが、そのサイトで各支援団体さんの活動紹介をさせていただいておまして、つい先日も青少年自立援助センターの Y S C グローバルスクール取材させていただきました。在住外国人の若者支援ですね。一週間後の 28 日の水曜日に記事を公開させていただきますので、是非、皆様も御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、特定非営利活動法人わかもののまち、株式会社 C & Y パートナーズの土肥様です。よろしくお願いいたします。

○土肥委員　よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長　昨年 9 月にスタートされた居場所「みんなの公民館まる」、毎月 500 名近い子供たちが訪れているようで、また、キャリア教育プログラム地域企業と共同したみらジョブ、大変お忙しい中お引き受けいただきありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、調布市子ども生活部児童青少年課の與那覇様です。よろしくお願いいたします。

○與那覇委員　よろしくお願いいたします。

○若年支援事業課長　つい先日、調布市さんと N P O 法人あなたのいばしょが協定を交わして、今年の 7 月から 24 時間体制 365 日、誰でも匿名かつ無料で利用できるチャット相談を開始されるということで、これ與那覇さんも関係しているのですか。また色々と教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、皆様よろしくお願いいたします。次に、本日の資料及びタブレットの使用方法

法を確認させていただきます。本日の資料は、タブレットの中にございます。若者支援部会資料にまとまっておりますので、下にスクロールして御覧ください。また、本日の出席者名簿につきましては、机の上に配布してございます。

続きまして、座長の選出に移らせていただきます。若者部会設置要領の第三の3の規定により、座長は委員が互選することとされております。どなたか御意見ございますか。

○小奈委員 座長は昨年度、青少年問題協議会若者部会でも副会長を務められた土肥委員に引続きお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 ただいま、小奈委員より土肥委員を座長に推薦する旨、御意見がございましたが、いかがでしょうか。

では、御異議が無いようですので、座長は土肥委員をお願いをいたします。よろしく願います。以降の議事進行につきましては、土肥委員にお願いできればと思います。土肥委員、よろしくお願いいたします。

○土肥座長 よろしく願います。それでは、以降の議事については私の方で進行させていただければと思います。

議事の(1)「第3期東京都子供・若者計画に基づく都民安全総合対策本部における今年度の主な取組み」についてですけれども、この計画について今年の4月に策定したものですけれども、今年度から都民安全総合対策本部で実施するということについて若年支援事業課長より説明をお願いします。

○若年支援事業課長 それでは、タブレットのデータでは2ページ目になろうかと思います。資料1を御覧いただければと思います。こちらは皆様の様々なお力添えもあって、都民安全総合対策本部として、事業をいくつか立ち上げることが出来ましたので、その御紹介でございます。まず、左上の「若者の居場所設置への補助拡充」を御覧いただければと思いますが、これは若者の居場所を本格的に作ろうということで、区市町村補助なのですが、こちら手厚くすることができました。次のページにチラシがあらうかと思います。これを御覧いただくと、区市町村に対して若者の居場所をつくりませんか、ということで、19歳以上の若者を対象に含む新規の居場所設置について、それぞれ検討にかかる費用については900万円まで、施設整備費にかかる費用は1,000万円まで、開設にかかる費用2,000万円まで対象にします、ということで、いずれも補助率を通常ですと1/2であるところを、2/3まで引き上げることができまして、例えば1年目に検討を行い、2年目に施設整備、開設するという場合、最大2,600万円を我々の方で負担します

よという補助になっております。区市町村に働きかけて、スタートアップ支援としてやらせていただいております。是非、調布市さんもよろしくお願いします。

次に、「18 歳以上のヤングケアラーへの支援」ということで、これまでは 18 歳以上のヤングケアラーについては、相談窓口が明確ではなかったもので、我々の東京都若者総合相談センター「若ナビα」、これを一次的な相談窓口として位置付けました。今年度からです。また、相談を受けて、区市町村の支援機関に繋いでいかなければならないので、これを結ぶヤングケアラーコーディネーターを若年支援事業課に配置することとなっております。

さらには、右の「18 歳以上ヤングケアラー支援団体補助」をご覧くださいますと、18 歳以上のヤングケアラーを支援する民間支援団体に対して補助額の上乗せ、ということをしていただいております。この補助事業を行っているのは福祉局ですが、この増額分について都民安全総合対策本部で予算要求しました。ヤングケアラーを支援している団体にヒアリングしたところ、18 歳以上の若者まで支援する人的余裕がないと皆さん一様におっしゃいまして、その部分を都民安全総合対策本部が補填しようということで、1 団体あたり 18 歳以上のヤングケアラーを支援する場合、343 万円の 10/10 加算ということをしていただきました。

その左下でございますが、今日の議題のテーマになりますが、「困難を抱える若者からの意見聴取事業」ですが、これは後ほど、皆様から最終的な詰めとして、御意見いただければと思います。

その下、「AI を活用した若者相談の分析」につきましては、若者部会の方でもお話いただきましたけれども、我々の「若ナビα」、これは年間約 1 万件の相談が集まってくところですが、この相談を多角的に、AI などを用いて分析していこうということで、その分析結果については、支援機関の皆様にも共有して、支援全体の質の向上を図っていきたいと考えております。

その右でございますが、「若者支援団体のネットワーク強化」ということで、先程、小奈さんのところで紹介させていただいた「若ぼた+」ですね。昨年の 11 月にポータルサイトを立ち上げさせていただいて、居場所やサポートを探すといったことが出来ます。それぞれ支援団体のサポート情報、居場所等を検索ができるサイトですけれども、様々な団体に登録いただいております。団体は団体向けのページにログインして、情報をいつでも書き換えることができる仕組みになっております。現在、181 団体、公的機関、民間団体等と合わせて 181 団体がここに登録してくださっていて、情報提供いただいております。この団体向けページで支援機関・団体同士が意見交換、また情報共有できるプラットフォームをこのポータル内に導入したいということで、予算

をつけております。例えば、専門分野外の質問、リファーマー先の相談といったものがこの中で交わされるようになったらということで、団体間の連携をこのプラットフォームで進めていこうとするものです。

最後、「若者部会の設置」ということで、今回、子若計画の策定にあたって、青少年問題協議会若者部会を設けてきましたが、計画期間としては5年間ございます。中間年には見直しも行っています。この計画の進捗状況を確認していただく機能を持つてのが子供・若者支援協議会となっております。ですので、ここに新たに若者部会を設けて、皆様方に引き続き子若計画の進捗状況について意見をいただければと考えております。本日は、この後に子若計画に盛り込んだ意見聴取事業について、具体的な進め方についてご意見を伺いますが、今後は進捗報告時にも皆さんに集まってもらって、御意見いただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。はい、私からは以上でございます。

○土肥座長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの説明について何か委員の皆様から御質問等ありましたらお願いします。

○小奈委員 居場所の補助が拡充されるということで、支援として良いことだなと思ってはいるのですが、居場所が拡充される中で、誰が運営しているのか、そこでどのように若者と関わっているかという視点が抜けてしまうと、ただ場所だけをつくったというようになりかねないかなと懸念をしております。だからこそ、運営者の人材育成や、関わり方の質にも目を向けていただければ、より意義のあるものになるのかなと思うので、不勉強で申し訳ないのですが、そういった現段階で支援者向けの研修等はあるのでしょうか。

○若年支援事業課長 研修は特に用意はされていません。この区市町村補助の中には運営の委託費も対象です。民間の支援団体が運営するケースも多いだろうと思います。居場所の場合、区市町村が直営で行うというよりは、どのような形で運営を行っていくかは区市町村の方で検討されて、決めていくと思います。

○小奈委員 一例までになのですが、当法人が関わっている、内閣府で行っている「アウトリーチ研修」というものがありまして、こちらはニート、ひきこもり等のお宅に実際に訪問して、どのように関わっていくか、というような研修を内閣府で行っておりまして、他の法人の方も色々いらっしゃるのですが、当法人もその一部になっております。その検証の中で、ただ座学を行うだけではなく、実際にひきこもりのお宅に研修生の人達と行き、どのようにケースワークを行っているのか、という現場の空気感の中でそういったように伝えるという研修を行っておりま

す。なので、そういった取組みなどを通じて、ただ制度を使うだけではなくて、その制度を使って誰かの人生を変えていく、ではないですけども、そういった人を育てることができると良いのかなと思ったという意見です。

○土肥座長　ちなみにこれは、1自治体につき1回きりですか。

○若年支援事業課長　一つの居場所事業について1回です。

○土肥座長　分かりました。ほかの方から何か御質問等は大丈夫でしょうか。

○若年支援事業課長　ちなみにシェルター事業の方は福祉局が今年度から始めます。

○荒井委員　1個よろしいでしょうか。福祉局とのことでしたが、今回、部署の名前が変更された背景や、シェルターは福祉局等の役割分担、棲み分けのようなものの違いも聞けるとよろしいのかなと思いました。

○若年支援事業課長　組織名には事業という名称が加わり若年支援事業課となりました。組織として独立して本部になったので、より一層事業を推進していく、そういう思いを込めています。福祉局との棲み分けは、まず福祉局では子供の居場所支援に係る補助を行っています。また、シェルターは福祉局が従来受けてきた国補助を使います。これらを踏まえ、福祉局で行うことになったと思われます。

○土肥座長　他の方は大丈夫でしょうか。それでは、議題（1）についてはこれで終了とさせていただきます。議題（2）については、非公開となりますので、報道と傍聴の方はここで御退室をお願いいたします。

○事務局　それでは、ここで2題目の準備のために10分程度休憩時間とさせていただきますと思います。再開は10分後、10時35分から再開したいと思いますので、委員の皆様、時間までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。それでは、10分間休憩といたします。